

主な貸付金制度

※制度の詳細は、各窓口等にお問合せください。

令和8年(2026年)8月現在

制度名	越谷市入学準備金貸付制度	日本学生支援機構貸与奨学金	国の教育ローン	生活福祉資金(教育支援資金)	埼玉県高等学校等奨学金制度	本多静六博士奨学金	働くあなたの教育応援資金	母子・父子・寡婦福祉資金
問合せ先・ホームページ	越谷市教育委員会 教育総務課 ☎ 048-963-9280 	日本学生支援機構 奨学金相談センター ☎ 0570-666-301 	(株)日本政策 金融公庫 ☎ 0570-008656 	越谷市社会福祉協議会 相談支援課 ☎ 048-966-3411 	埼玉県教育局 財務課 授業料・奨学金担当 ☎ 048-830-8855 	埼玉県 農林部 森づくり課 総務・森林企画担当 ☎048-830-4300 	埼玉県 産業労働部 経営・金融支援課 ☎ 048-830-3795 	越谷市 こども福祉課 ☎ 048-963-9166 
貸付対象者	高校、大学等への入学希望者の保護者	大学等への入学希望者・在学者	高校、大学等への入学希望者・在学者の保護者	高校、大学等への入学希望者・在学者	高校等への入学希望者・在学者	大学等への入学希望者・在学者	子を扶養する給与所得者	母子家庭の母、父子家庭の父、父母のいない20歳未満の子等
主な貸付要件	〈居住要件〉 保護者が市内に住民登録・居住していること 〈学力要件〉 なし 〈収入・所得要件〉 家族構成等により変動	〈学力要件〉 第一種▶5段階評価で3.5以上(免除となる場合あり) 第二種▶平均水準以上 〈収入・所得要件〉 家族構成等により変動	〈学力要件〉 なし 〈収入・所得要件〉 家族構成等により変動	〈学力要件〉 なし 〈収入・所得要件〉 世帯収入が生活保護基準の概ね1.7倍以下	〈居住要件〉 保護者が県内在住 〈学力要件〉 なし 〈収入・所得要件〉 家族構成等により変動	〈居住要件〉 入学希望者・在学者が県内に住民登録 〈学力要件〉 なし 〈収入・所得要件〉 5段階評価で3.5以上 〈収入・所得要件〉 家族構成等により変動	〈居住要件〉 県内に1年以上居住 〈勤務要件〉 同一勤務先に1年以上勤務 〈収入・所得要件〉 給与収入800万円以下	〈収入・所得要件〉 なし(現在子を扶養していない場合など、所得制限がある場合あり)
貸付金の使途、貸付限度額	〈入学準備金〉 高校等 私立▶50万円 公立▶30万円 大学等 80万円	〈奨学金〉 第一種▶月額20,000円～64,000円(学校の種別、通学の状況等により変動) 第二種▶月額20,000円～120,000円(学校の種別等により増額措置あり)	〈学校納付金、受験費用、在学のための住居費用等〉 子ども1人あたり350万円 ※一定の要件に該当する場合、450万円	〈就学支度費〉 50万円以内 〈奨学金〉 高校▶月額35,000円 短大・専門▶月額60,000円 大学▶月額65,000円	〈入学一時金〉 公立▶5万円または10万円 私立▶10万円または20万円 〈奨学金〉 公立▶①月額15,000円 ②月額20,000円 ③月額25,000円 私立▶①月額20,000円 ②月額30,000円 ③月額40,000円	〈入学一時金〉 30万円 ※採用50名 〈奨学金〉 月額3万円 ※採用50名	〈扶養する子どもの小学校入学以降に必要な教育費用(入学金、授業料、受験料、交通費等)〉 200万円	〈就学支度(入学金等)〉 学校の種別、通学の状況等により変動 〈修学(授業料等)〉 学校の種別、通学の状況等により変動等
貸付利率	無利子	第一種▶無利子 第二種▶有利子(固定方式、見直し方式)	有利子(年4.05%、固定金利)	無利子	無利子	無利子	有利子(年3.15%、保証料込)	無利子
連帯保証人等	連帯保証人を1名選任	保証機関を利用 または連帯保証人と保証人を選任	保証機関を利用 または連帯保証人を選任	連帯借受人(世帯の生計中心者)を選任	不要	連帯保証人を選任	保証機関を利用(保証料は融資利率に上乗せ)	不要 ※子が連帯借受人 ※子本人が借りの場合は、母または父が連帯保証人
他の貸付制度との併用	併用可能	併用可能	併用可能	他制度優先	併用可能	併用可能	併用可能	日本学生支援機構奨学金を受けている場合は、貸与月額と修学資金の貸付限度額との差額が限度
申請時期	電子申請(必要書類は郵送)または越谷市教育総務課へ書類提出 (申請時期:10月及び1月)	在学から書類を受取り、学校へ書類提出等	ネット申込または郵送(随時受付) ※申請から貸付まで概ね2～3か月	越谷市社会福祉協議会へ申込(随時受付) ※申請から貸付まで概ね1か月	在学から書類を受取り、埼玉県財務課へ郵送 (中学3年生募集▶11月～翌1月 当初募集▶4月 年度途中募集▶7月)	電子申請(原則) (申請時期:8月～翌2月)	中央労働金庫の県内各店舗へ事前相談・申込(随時受付) ※申込後、審査期間は1週間程度	越谷市こども福祉課へ事前相談(随時受付) ※申請から資金の交付まで1～2か月程度

主な返済不要の給付金等制度

令和8年(2026年)8月現在

高校等への入学希望者・在学者向け

国・埼玉県の支援制度



公立 ▶ 埼玉県 財務課 授業料・奨学金担当 ☎ 048-830-8855
私立 ▶ 埼玉県 学事課 学費軽減ヘルプデスク ☎ 048-830-2725

1. 高等学校等就学支援金制度【新制度】

〈制度概要〉国が高校授業料を支援する制度
〈支給額上限〉国立 ▶ 年額115,200円 私立(全日制) ▶ 年額457,200円
公立 ▶ 年額118,800円 私立(通信制) ▶ 年額337,200円
〈支給方法〉学校設置者が受け取り、授業料に充てる。
〈申請方法〉在学する学校からの案内に従い、オンライン申請 ※日本国籍以外の生徒等は書類申請



埼玉県HP
(公立高校の場合)



文部科学省HP

2. 県立高校の入学料・授業料の減免制度

〈制度概要〉上記「高等学校等就学支援金制度」を受けられない方について、家計の急変等により授業料の納入が困難となった場合に入学料・授業料を免除する制度
〈要件〉「高等学校等就学支援金制度」の対象外の方で、保護者等の被災、死亡・長期傷病、失職等により家計が急変した場合、保護者等の当該年度の市町村民税(所得割)が非課税の場合等
〈免除額〉県立高校の入学金・授業料額と同額を免除
〈申請方法〉在学校へ



埼玉県HP

3. 奨学のための給付金制度

〈制度概要〉生活保護受給世帯や市県民税所得割額非課税世帯等に授業料以外の教育費を支給する制度
〈要件〉保護者等が県内に住所を有すること、生活保護受給世帯・市県民税所得割非課税世帯等
〈給付額〉12,630円～143,700円(世帯の課税状況や学校の種類等により変動)
〈申請方法〉公立 ▶ 在学校が指定する期日までに在学校へ申請(県内の国公立高校の場合)
私立 ▶ 県が認可した高校等は在学校へ、それ以外は県へ



埼玉県HP
(公立高校の場合)



埼玉県HP
(私立高校の場合)

4. 埼玉県父母負担軽減事業補助金

〈制度概要〉私立高校等の教育費負担の軽減を図るため、上記「高等学校等就学支援金制度」に県が補助金を上乗せする制度
〈要件〉所得基準を満たしていること等
〈補助額〉世帯年収により補助額の変動あり ※生活保護世帯及び家計急変世帯は、授業料・施設費等納付金全額補助
〈申請方法〉原則、上記「高等学校等就学支援金制度」を申請のうえ、在学校に提出



埼玉県HP

5. 私立高等学校等学び直し支援金

〈制度概要〉高校等を中途退学した後に、再び学び直す方が対象の授業料の補助金

社会福祉協議会の支援制度



越谷市社会福祉協議会 生活支援課 ☎ 048-966-2251

石川奨学福祉基金

〈制度概要〉経済的な理由で就学資金の支出が困難なひとり親家庭等の高校入学希望者・在学者に奨学資金を給与する制度。毎年1月初旬～3月上旬に募集

大学等への入学希望者・在学者向け

国の支援制度



日本学生支援機構
奨学金相談センター
☎ 0570-666-301

高等教育修学支援新制度

〈制度概要〉(1)授業料・入学金の免除または減額
(2)給付型奨学金の支給

〈対象学校〉大学、短期大学、
高等専門学校(4年・5年)、専門学校

〈要件〉【学力基準】

入学希望者 ▶ 高校等の評定平均が3.5
以上(5段階評価)

在学者 ▶ GPAが上位1/2以上
※1年次の場合は他の要件

※上記に満たない場合はレポート等
により学習意欲を確認

【家計基準】

入学希望者 ▶ 生計維持者・本人の収
入が約600万円未満、か
つ資産が5,000万円未満
※世帯構成等で収入要件は変動

在学者 ▶ 生計維持者・本人の収
入が約700万円未満、か
つ資産が5,000万円未満

〈支援額〉【給付型奨学金】※住民税非課税世帯の場合
年額35～91万円(大学の場合。学校の
種別や通学の状況等により変動)

【授業料等の免除・減額上限額】

※住民税非課税世帯の場合

授業料 ▶ 年額54～70万円(大学の場合。
学校の種別により変動)

入学金 ▶ 26～28万円(大学の場合。学
校の種別により変動)

〈申請方法〉在学校を通じて日本学生支援機構に
申込(高校等在学時から申込可)

※多子世帯支援について

支援対象 ▶ 扶養するこどもが3人以上、かつ資産
が3億円未満の世帯

支援内容 ▶ 所得制限なく授業料や
入学金を減額・免除



日本学生支援機構HP